

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

相違はありません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

(連結子会社の数:7社)

会社名	主な事業内容
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務代行業務、不動産管理業務、事務計算受託業務、現金精査・整理、ATM管理業務
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務、有料職業紹介業務
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務
しがぎんリース・キャピタル株式会社	リース、投資業務
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務
株式会社しがぎんジェシービー	クレジットカード業務
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務

- ハ. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの
該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの
該当ありません。

- ホ. 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

当行では告示に定められたエクスポージャーおよび例外的適用除外資産について標準的手法を適用しており、例外的適用除外資産を内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準は次の表のとおりです。

内部格付手法のポートフォリオ	標準的手法が適用されるエクスポージャー
ソブリン向けエクスポージャー	該当なし
金融機関等向けエクスポージャー	金融機関向けエクスポージャー
株式等エクスポージャー	該当なし
購入債権	該当なし
事業法人向けエクスポージャー (中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	法人等向けエクスポージャー 適格中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー 延滞エクスポージャー
中堅中小企業向けエクスポージャー	該当なし
居住用不動産向けエクスポージャー	該当なし
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	適格中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
その他リテール向けエクスポージャー	該当なし
特定貸付債権	該当なし
事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	該当なし

3. 中間連結貸借対照表(中間貸借対照表)の科目が別紙様式第5号(別紙様式第1号)に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

内容については自己資本の構成に関する開示事項に記載しています。